5　第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第十九条の四第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百五」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の八十五を」を「百分の八十五を」に改め、同条第三項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百二十」を「百分の百五」に、「百分の六十五」を「百分の五十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の四十」を「百分の三十五」に、「百分の八十五」を「百分の四十五」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の九十五」を「百分の九十」に改め、同号ロ中「百分の八十五」を「百分の八十」に改め、同項第二号イ中「、六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」を削り、同号ロ中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては」を加える。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第三条　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十五条第一項において」を「以下」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（超勤代休時間）

第十三条の二　各省各庁の長は、一般職の職員の給与に関する法律第十六条第三項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事院規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事院規則で定める期間内にある勤務日等（第十五条第一項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2　前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十五条第一項中「（休日」を「（第十三条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第四条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	399,000
2	460,000
3	523,000
4	609,000
5	709,000
6	810,000

第七条第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百八十」を「百分の百六十五」に改める。

第五条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に改める。

第八条第三項中「第十二条まで」の下に「、第十三条の二」を加える。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第六条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

第八条第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百八十」を「百分の百六十五」に改める。

第七条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「俸給月額に」を「俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に、「職員（」を「もの（」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。）　百分の九十九・七六

二　指定職俸給表の適用を受ける職員　百分の九十九・六八

（地方公務員法の一部改正）

第九条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「、第三十七条第三項」を削り、同条第四項中「場合は」と」の下に「、同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。